


所管部課	環境部 環境課		部長	松本 幹男		
件名	東大和市エコアクション推進本部設置要綱の一部を改正する要綱 について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 東大和市エコアクション推進本部設置要綱は、東大和市地球温暖化対策実行計画の策定及び見直しを行う同推進本部の事業運営を滞りなく行うため制定されたものである(平成20年4月1日施行)。 東大和市第四次地球温暖化対策実行計画の策定を行うにあたり、要綱上の文言や表現の修正等を行うことで、より円滑な推進本部の運営を行うため、要綱を一部改正して対応したい。</p> <p>(2) 主な改正箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の所掌事務に実行計画の策定を明記するなどの文言を修正する。</li> <li>・第3条において本部員を部長、議会議務局長及び参事と規定しているが、部長及び議会議務局長のみに改正する。</li> </ul> <p>(3) 施行日 市長決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 円滑な推進本部運営が行える。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年4月1日 東大和市エコアクション推進本部設置要綱制定(市長決裁)</li> <li>・平成24年4月1日 要綱一部改正(市長決裁)</li> </ul>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議終了後、本件改正の起案を行いたい。</li> </ul>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。